

# 鹿屋体育大学スポーツ情報センター規則

---

平成10年10月26日  
規則第2号

改正) 平成15年3月31日  
規則第20号

平成16年4月1日  
規則第47号

平成19年3月22日  
規則第27号

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則(平成16年規則第1号)第35条第2項の規定に基づき、鹿屋体育大学スポーツ情報センター(以下「センター」という)に関し、必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 センターは、本学の情報処理機能の高度化と学外の情報ネットワークとの連携を推進し、マルチメディアを活用した教育及び研究に資するとともに、情報の発信を通して体育・スポーツの進展に寄与することを目的とする。

## (組織)

- 第3条
- センターに次の職員を置く。
    - センター長
    - 教授、准教授、専任講師又は助教
  - センター長は、本学の教授又は准教授をもつて充てる。
  - センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。
  - センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

## (委員会)

- 第4条
- センターの運営に関する重要な事項については、学術情報・産学連携委員会のもとに置く図書情報専門委員会(以下「専門委員会」という)において審議する。
  - 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## (雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

## (事務)

第6条 センターに関する事務は、学術図書情報課において処理する。

## 附則

- この規則は、平成10年12月1日から施行する。
- この規則の施行後、最初に任命される委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

## 附則(平15.3.31規則第20号)

- この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 第4条第2項第3号の委員で、講座からの選出により現に任命されている者については、当該号に基づく系からの選出により任命されたものとみなす。

## 附則(平16.4.1規則第47号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

## 附則(平19.3.22規則第27号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

# 鹿屋体育大学スポーツ情報センター長選考規則

---

平成10年10月26日  
規則第3号

改正) 平成16年4月1日  
規則第36号

平成19年3月22日  
規則第13号

## (趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋体育大学スポーツ情報センター長(以下「センター長」という)候補者の選考及び任期等の基準を定めるものとする。

## (選考機関)

第2条 センター長の候補者の選考は、教育研究評議会の意見を聴いて、学長が行う。

## (選考の時期)

第3条 1. センター長候補者の選考は、次の各号の一に該当するときに行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠員となつたとき。

2. センター長候補者の選考は、前項第1号に該当するときは、任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号に該当するときは、それぞれ当該各号に該当する事由が生じたとき速やかに行うものとする。

## (センター長候補者の資格)

第4条 センター長候補者は、本学の教授又は准教授とする。

## (任期)

第5条 1. センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2. センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となつたときの後任者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

## (細則)

第6条 この規則の実施に必要な事項は、学長が定める。

## 附則

1. この規則は、平成10年12月1日から施行する。

2. この規則の施行後最初に任命されるセンター長の任期は第5条第1項の規定にかかわらず平成12年3月31日までとする。

## 附則(平16.4.1規則第36号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

## 附則(平19.3.22規則第13号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

# 鹿屋体育大学スポーツ情報センター長選考規則

---

平成10年10月26日  
規則第3号

改正) 平成16年4月1日  
規則第36号

平成19年3月22日  
規則第13号

## (趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋体育大学スポーツ情報センター長(以下「センター長」という)候補者の選考及び任期等の基準を定めるものとする。

## (選考機関)

第2条 センター長の候補者の選考は、教育研究評議会の意見を聴いて、学長が行う。

## (選考の時期)

第3条 1. センター長候補者の選考は、次の各号の一に該当するときに行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠員となつたとき。

2. センター長候補者の選考は、前項第1号に該当するときは、任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号に該当するときは、それぞれ当該各号に該当する事由が生じたとき速やかに行うものとする。

## (センター長候補者の資格)

第4条 センター長候補者は、本学の教授又は准教授とする。

## (任期)

第5条 1. センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2. センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となつたときの後任者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

## (細則)

第6条 この規則の実施に必要な事項は、学長が定める。

## 附則

1. この規則は、平成10年12月1日から施行する。

2. この規則の施行後最初に任命されるセンター長の任期は第5条第1項の規定にかかわらず平成12年3月31日までとする。

## 附則(平16.4.1規則第36号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

## 附則(平19.3.22規則第13号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

# 鹿屋体育大学情報セキュリティ基本方針

---

平成16年4月1日  
学長裁定

改正) 平成17年2月1日  
規則第20号

## 1 目的

鹿屋体育大学(以下「本学」という。)が高度情報社会において学術研究・教育活動をより一層推進するためには、情報基盤の整備に加え情報資産を重要な資産として保護・管理することが必要である。このため、本学は、情報セキュリティの確保を図り、情報資産に対する適切な安全対策を実施するために情報セキュリティポリシー(以下「ポリシー」という。)を定め、以下の方針に基づき本学の全構成員(非常勤職員を含む。以下同じ。)による全学的な取り組みを展開していくこととする。

情報セキュリティに対する侵害を阻止する。

学内外の情報セキュリティを損ねる加害行為を抑止する。

情報資産の重要度に応じた分類と管理を行う。

## 2 用語の定義

ポリシーにおいて使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

### (1) 情報システム

ネットワーク機器、コンピュータ機器、基本ソフトウェア、応用ソフトウェア、システム設定情報、記録媒体、システム構成図などの総称とする。

### (2) 情報資産

電子的に記録及び通信される情報、情報を利用・管理する仕組み(情報システム等)の総称とする。

### (3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

機密性とは、権限のある者にのみ情報資産が利用可能であることをいう。

完全性とは、情報資産が正確かつ過不足のない状態にあることをいう。

可用性とは、必要なときは常に情報資産を利用できることをいう。

## 3 ポリシーの構成

ポリシーは、以下の3つの階層により構成する。

### (1) 情報セキュリティポリシー基本方針(以下「基本方針」という。)

本学の情報セキュリティに対する基本的な考え方と方針を示すものである。学内外へポリシーの存在を知らせ円滑な運用を図るために、これを広く公開する。

### (2) 情報セキュリティポリシー対策基準(以下「対策基準」という。)

基本方針に基づき、遵守事項など情報セキュリティ対策に関する全学的な基準を示すものである。学生を除く本学の全構成員に対して提示し、周知するものとする。本学の全構成員(学生を除く。)以外の者については、原則として非公開とする。

### (3) 情報セキュリティ実施手順(以下「実施手順」という) 3。

情報セキュリティ対策を実施していくための具体的な手順を示すものである。情報資産の重要度に応じて、対策基準に反しない範囲で情報資産の管理を行うそれぞれの部局ごとに実施手順を定めることができる。関係者以外の者には、原則として非公開とする。

## 4 ポリシーの運営体制

ポリシーの運営のために、以下の組織・体制を設ける。

### (1) 本学の情報セキュリティに関する最高責任者として、最高情報セキュリティ責任者を置く。

- (2) 学術情報・産学連携委員会において、ポリシーに関する事項の審議及び決定を行う。
- (3) ポリシーの運用、評価、監査、情報セキュリティを推進するための研修・教育等の具体的な事項については、図書情報専門委員会(以下「専門委員会」という。)において審議し、実施に対する措置を行うこととする。

#### 5 ポリシーの対象と責務

ポリシーは、本学の全ての情報資産を対象とし、本学の教職員(非常勤職員を含む。)学生、来学者などこれらの情報資産を扱う全ての者(以下「利用者」という。)に対して適用される。

利用者は、以下の基本原則を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、研究、教育及び事業など本学の目的に沿って情報システムを利用しなければならない。
- (2) 利用者は、本学の情報資産のセキュリティ確保の必要性を認識し、それぞれの立場に応じたセキュリティ確保の責任を担う。
- (3) 利用者は、このポリシー及び学内の規則等に定めるもののほか、各種の法令及び社会的慣例についても遵守しなければならない。

#### 6 情報システムの管理

本学すべての情報システムについては、管理者を設ける。管理者は、当該情報システムの情報セキュリティに関する責務を有する。

#### 7 ポリシーの研修、教育

ポリシーの周知徹底を図るために、職員向けの研修や、学生向けのオリエンテーション等を実施することとする。利用者は積極的にこれらに参加するように努めなければならない。

#### 8 ポリシーの監査

専門委員会は、ポリシーの遵守について検証するため、必要に応じてポリシーに関連する監査(以下「セキュリティ監査」という。)を実施できるものとする。利用者はセキュリティ監査に協力する責務を有する。

#### 9 ポリシーの評価と更新

専門委員会は、ポリシーの運用実態等を調査し、これに基づいたポリシーの評価を行うこととする。また、この評価結果に基づき、ポリシーの更新について審議する。

#### 10 罰則

利用者が故意又は過失によりポリシー等に違反したときは、学内の規則等に基づき措置されることがある。

#### 附則

この裁定は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附則(平17.2.1)

この裁定は、平成17年2月1日から施行する。

# 鹿屋体育大学スポーツ情報センター施設使用規定

---

平成16年7月15日  
規則第13号

## (趣旨)

第1条 この規程は、鹿屋体育大学スポーツ情報センター規則第5条の規定に基づき、鹿屋体育大学スポーツ情報センター(以下「センター」という。)の施設の使用に関し、必要な事項を定める。

## (使用者)

第2条 センターを使用できる者(以下「使用者」という)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 鹿屋体育大学(以下「本学」という)の学生及び教職員。
- (2) センターの使用を申し出た学外者で、センター長の許可を受けた者

## (使用の範囲)

第3条 センターの施設(以下「センター施設」という。)の使用は、原則として本学の授業及び研究活動に限るものとする。ただし、本学の主催する行事、学生の課外活動その他センター長が認めた行事等については、この限りではない。

## (使用時間帯)

- 第4条
1. センター施設を使用できる時間帯は、別表の開室時間のとおりとする。
  2. センター長が必要と認めたときは前項の規定にかかわらず、開室時間を変更することができるものとする。

## (使用の願出等)

- 第5条
1. 前条第1項に定める開室時間以外にセンター施設を使用しようとする者又は第2条第2号に該当する者はあらかじめ使用予定日の7日前までにスポーツ情報センター施設使用願、(別紙様式。以下「使用願」という。)を提出し、使用の許可を得なければならない。
  2. 前条第1項別表の編集室・マルチメディアスタジオを使用する場合には前項の規定、を準用するものとする。

## (使用可否の決定等)

第6条 センター長は前条の使用願に基づき審査の上、使用の可否を決定し願出者に通知するものとする。

## (使用の変更等)

第7条 第5条に基づきセンター施設の使用を許可された者が使用許可の内容を変更したいと、きは、事前に変更の許可を受けなければならない。

第8条 使用者が、使用を中止する場合は、速やかにセンター長に届け出なければならない。

## (使用許可の取消し)

第9条 使用者が次の各号の一に該当すると認められるときは、センター長は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用願に虚偽の記載があつたとき
- (2) 使用者が許可内容を許可なく変更したとき
- (3) その他本学の規則等に違反したとき

## (規則等の遵守)

第10条 使用者は、この規程、情報セキュリティポリシー及び別に定めるその他の事項を遵守しなければならない。

**(消耗品等の負担)**

第11条 センター施設の使用に際して必要となる消耗品等は、原則として使用者が準備しなくてはならない。

**(損害賠償)**

- 第12条
1. 使用者は、施設等を常に良好な状態に保ち、使用後は原状に回復しなければならない
  2. 使用者は、故意又は過失によりセンター施設を損傷し、又は紛失したときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

**(雑則)**

第13条 この規程に定めるもののほか、センター施設の使用等に関し必要な事項はセンター長が、別に定める。

**附則**

この規程は、平成16年7月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

## 別紙様式

スポーツ情報センター施設使用願

平成 年 月 日

スポーツ情報センター長 殿

所 属 等

氏 名

フリガナ

電話番号

下記のとおりスポーツ情報センターを使用したいので、許可くださるようお願いいたします。  
なお、使用にあたっては、関係規則等遵守します。

記

使用目的	
使用日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 平成 年 月 日 ( ) 時 分
使用人員	名 (学外者 名)
使用施設等	
学外の使用者 (所属、氏名)	
備 考	